

8 身体障害者相談員及び知的障害者相談員の委託に係る権限移譲及び対応について

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）において、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠であるとの基本的な考え方から、都道府県（指定都市・中核市）の身体・知的障害者相談員への委託による相談援助は、市町村へ移譲するとともに、広域的に行う必要があるものについては、都道府県が自らその事務を行うことを妨げないこととされたところであり、昨年8月に、当該内容を盛り込んだ「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成24年4月に施行される予定である。

このような状況を踏まえ、これまでの都道府県に対する身体・知的障害者相談員の委託費に係る交付税措置については、来年度から、新たに市町村に対して交付税措置がなされる予定であるが、広域的に行う必要があるものについては都道府県が自らその事務を行うことを妨げないこととされたことから、引き続き都道府県に対しても交付税措置がなされる予定である。

なお、現在、地域生活支援事業費補助金により都道府県が実施している「身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業」における研修会については、広域的に行う必要があることから、引き続き都道府県を実施主体とする予定である。

身体・知的障害者相談員は、障害者や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っており、障害者自立支援法に基づき市町村が行う障害者等へのピアカウンセリングの実施や相談支援事業者が障害者自立支援法等の一部改正による計画相談支援や地域移行支援・地域定着支援を提供するに当たって当事者や家族の目線に立った相談支援の実施に協力するなど、その役割は今後一層期待される。

都道府県におかれては、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合には自ら委託する等適切に対応していただくとともに、管内市町村に対し身体・知的障害者相談員による相談援助の充実が図られるために必要な助言を行う等特段のご配慮をお願いする。

身体障害者相談員及び知的障害者相談員の委託に係る権限移譲及び対応について

- 昨年8月に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、本年4月に施行予定。
- これを踏まえ、来年度から、当該委託に係る費用について市町村に対する交付税措置がなされるとともに、広域的に行う必要があるものについては都道府県が自ら委託することを妨げないとされたことを踏まえ、引き続き都道府県に対しても交付税措置がなされる予定。
 - ※ 地域生活支援事業費補助金の「身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業」は、引き続き都道府県を実施主体とする予定。
- 身体・知的障害者相談員は、地域において、障害者自立支援法に基づくピアカウンセリングの実施や計画相談支援・地域相談支援の提供に当たり当事者や家族の目線に立った相談支援の実施に協力するなどその役割は一層期待される。
- 都道府県におかれては、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難な場合は自ら委託する等適切に対応するとともに、管内市町村に対して、身体・知的障害者相談員の相談援助の充実が図られるよう助言を行うなど特段のご配慮をお願いする。

改正後の身体・知的障害者相談員に係る規定

○ 改正後の身体障害者福祉法(平成24年4月1日施行)

(身体障害者相談員)

第十二条の三 市町村は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

3・4 (略)

○ 改正後の知的障害者福祉法(平成24年4月1日施行)

(知的障害者相談員)

第十五条の二市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

3・4 (略)

9 発達障害者への支援について

「発達障害者支援法」（平成17年4月より施行）に基づき、厚生労働省においては、知的障害の有無によらず、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図ってきたところである。

今後も、国、都道府県・指定都市及び市町村が連携を図りながら支援施策を実施し、発達障害者支援の一層の充実を図っていくこととしている。

(1) 発達障害者の定義について

発達障害は、従来より障害者自立支援法の対象として取り扱われてきたところであるが「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）により、障害者自立支援法において発達障害は精神障害に含まれるものとして法律上明記されたところである（公布日施行）。

また、同法の公布に伴う児童福祉法の一部改正により、児童福祉法においても発達障害が障害児に含まれることとされたところである（平成24年4月1日施行）。

なお、発達障害者への障害者自立支援法・児童福祉法に基づくサービスの適用に関し、身体障害者を除けば、手帳所持は同法の個々のサービス提供の要件とされていない。このため、各都道府県・指定都市におかれては、手帳所持の有無に関わらず、発達障害者についてもサービスの対象となり得ることについて、再度管内市町村及び発達障害者支援センター等の関係機関への周知をお願いする。

◆発達障害の定義

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第2条）

※ ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-98に含まれる障害
（平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

(2) 平成24年度の発達障害支援関係予算案

平成24年度予算案においては、次の事業を盛り込んでいるところであり、これらの事業を積極的に活用し、発達障害に対する地域における重層的な支援体制の構築に努められたい。

① 「巡回支援専門員整備事業」の実施市町村の拡大

- ・市町村において、発達障害等に関して知識を有する専門員が保育所等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を提供し、実施市町村数を66か所から113か所に拡大する。

② 「災害時の障害福祉サービス提供体制の整備事業」の創設

- ・発達障害のある方は、環境の変化への適応が難しく、また、周囲の様子に想像以上に敏感又は鈍感であるなどの特性がある。このため、災害時に障害福祉サ

ービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急の受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等の整備を行う事業を実施し、長期間の避難所等における避難生活において適切な支援を行うために必要な備品等（パーテーション、仮設テントなど）を備えた防災拠点等を整備する。

③「発達障害者に対する災害時支援整備事業」の創設

- ・発達障害者への災害時支援として、発達障害者支援センター等の関係機関の連携による災害時の対応や、避難場所の確保などの災害時の支援に効果的な方法等をマニュアルとしてとりまとめ、その成果を全国に情報発信する（都道府県・市町村：15か所）（復興庁予算に計上）。

④発達障害者支援体制整備事業

- ・都道府県・指定都市において、発達障害者支援の関係機関等によるネットワークの構築やペアレントメンターの養成とその活動を調整する人の配置、健診などにおけるアセスメントツールの導入を促進する研修会等を実施する。

⑤発達障害者支援開発事業

○発達障害者支援試行事業

- ・都道府県・指定都市において、発達障害者支援の取組みをモデル的に実践・検証評価を行って有効な支援手法を開発し、その手法を全国に普及する。

○発達障害者支援都市システム事業

- ・アセスメントツールを活用した早期支援や乳幼児期から成人期までの一貫的な支援を行うなど、先駆的な発達障害支援を展開している市町村のモデル例をとりまとめ、全国に情報発信する。

(3) 「世界自閉症啓発デー」への対応

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、引き続き、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

具体的には、平成24年度において、

- ・東京タワーライトアップ（ブルー）（平成24年4月2日（月））
- ・世界自閉症啓発デー2012・シンポジウム（平成24年4月7日（土））

を実施する予定である。

また、民間団体において、全国の複数のシンボルタワー等でライトアップを実施することも計画しており、厚生労働省において後援を行う予定である。

各都道府県等においても、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般市民の関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるような名所旧跡のライトアップ（ブルー）、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じた創意工夫による普及啓発を積極的に実施されたい。

発達障害者への支援について

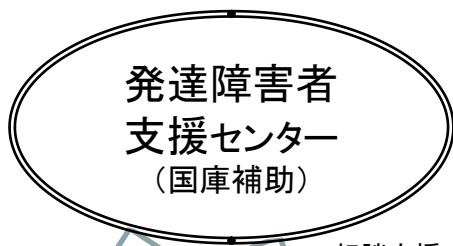
- 発達障害支援については、早期発見・早期対応の充実とともに、災害時における支援体制の強化を図ることとしている。
 - ・このため、平成24年度予算案においては、
 - ①早期発見・早期対応の充実として、「巡回支援専門員整備事業」の実施市町村の拡大を図るとともに、
 - ②防災拠点等の整備を促進するための「災害時の障害福祉サービス提供体制の整備事業」
 - ③災害時の支援に効果的な方法等のマニュアルを作成する「発達障害者に対する災害時支援整備事業」を盛り込んでいる。
 - ・これらの事業を活用していただき、引き続き、発達障害施策に一層の取り組みをお願いしたい。(※これまでの国庫補助事業については、実施状況一覧を添付)
- 毎年4月2日は、国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。国、民間団体において、シンボルタワー等のライトアップやシンポジウムなどを実施する予定であり、各都道府県等においても、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、地域の実情に応じた創意工夫による普及啓発を積極的に実施されたい。

発達障害施策の状況

国	<国の役割> 発達障害の定義と発達障害への理解の促進／発達障害児・者に対する地域支援体制を整備			
	調査・研究	支援手法の開発	人材育成	情報提供・普及啓発
	<ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・発見のための共通の評価尺度の開発 (M-CHAT、PARS) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児療育手法の開発 ・家族支援・地域生活支援プログラムの開発 ・青年期・成人期の支援モデルの開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立秩父学園等における発達障害支援に関わる職員等の研修 ・国が指定した民間施設における実地研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害情報・支援センター (国立リハビリテーションセンター内に設置) ・世界自閉症啓発デー(4/2) ・発達障害啓発週間(4/2~8)

地域における支援体制を整備 (国庫補助)

都道府県	<都道府県の役割> 発達障害児・者に対する地域生活支援の充実／関係部局の相互の連携確保		
	発達障害者支援体制整備事業(国庫補助)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の支援体制の状況把握、サポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部局の連携による支援の充実に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハコアルツキターの養成 ・ハコアルツキターコーディネーターの配置



市町村	<市町村の役割> 発達障害児の早期発見、早期の発達支援／発達障害児・者に対する地域生活支援
	<ul style="list-style-type: none"> ○早期発見・早期対応の充実【平成24年度予算案】 ・巡回支援専門員整備事業の実施力所数の増 (66か所→113か所)

災害時支援

【平成24年度予算案】

- 災害時の障害福祉サービス提供体制の整備事業
 - ・防災拠点スペースの整備
- 発達障害者に対する災害時支援整備事業
 - ・災害時の支援に効果的な方法等のマニュアルを作成 (都道府県・市町村：15か所)

巡回支援専門員整備事業の実施力所数の増【市町村事業】

平成24年度予算案:2.7億円

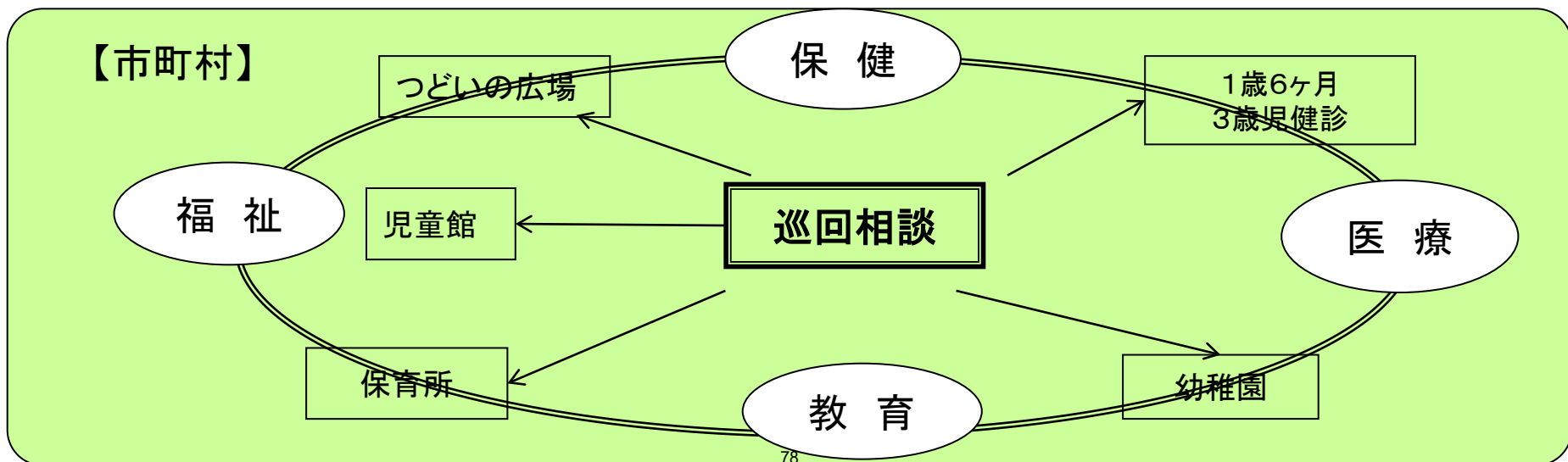
発達障害等に関する知識を有する専門員(※)が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

※「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

○専門員は、秩父学園で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

【予算力所数:平成23年度:66か所→平成24年度:113か所】



発達障害者に対する災害時支援整備事業

平成24年度予算案: 4,500万円(復興庁予算に計上)

発達障害の特性

発達障害のある方は、見た目では障害があるようには見えないことがあるが、①周囲が想像する以上に過敏であり、大勢の人のいる環境が苦痛で避難所の中に居られない、②日常生活の変化が苦手な場合が多く、生活リズムの変化が健康状態やストレスの蓄積に与える影響がさまざまであり、本人や家族の支援に個別対応が必要。

東日本大震災においては、避難所の中に居られず、自動車での生活や、被災した自宅に戻るなどの事例が見られたところ。

→発達障害児・者支援として、災害時の居場所、必要なニーズの把握・支援の継続などが課題

事業の目的

震災等の災害が発生した際の発達障害児・者の安否確認、支援ニーズの把握や必要な支援を継続するため、関係機関が連携した災害時支援システムの整備など、災害時支援に効果的な方法等を構築する。

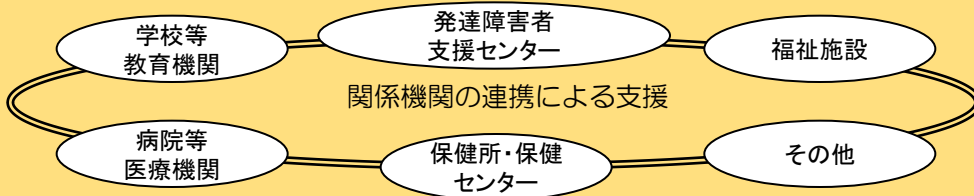
事業の内容

発達障害者支援センター等の関係機関の連携による災害時の対応や、避難場所の確保などの災害時の支援に効果的な方法をマニュアルとしてとりまとめ、その成果を全国に情報発信する。

○都道府県・市町村15か所でマニュアル作成 → 国において全国に情報発信
15か所(カ所数) × 600万円(単価) × 1/2(補助率) = 4,500万円

発達障害者支援のためのマニュアル作成

災害時の支援システムの整備について



安否確認や支援ニーズの把握及び必要な支援が継続するように、関係機関による災害時支援システムの整備

避難所の確保について

・発達障害の特性(環境の変化への適応が難しいなど)に配慮し、避難場所を事前に指定

住民への理解促進について

・発達障害の特性について、住民の理解を促進

など

国において全国の自治体に周知し、発達障害者に対する災害時支援を推進

「発達障害者支援体制整備事業」、「発達障害者支援開発事業」実施状況一覧

※平成19年度～23年度の左欄は「発達障害者支援体制整備事業」、右欄は「発達障害者支援開発事業」。

自治体名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
北海道	○	○	○	○	○	○	○
青森県	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	○					
秋田県							
山形県	○	○	○	○	○	○	○
福島県			○	○	○	○	○
茨城県	○	○	○				
栃木県	○	○	○	○	○	○	○
群馬県						○	○
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	○	○	○	○	○		
東京都	○	○	○	○	○	○	
神奈川県	○	○	○			○	○
新潟県		○	○	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○	○	○	○
石川県	○	○	○	○		○	○
福井県	○	○				○	○
山梨県	○	○	○	○	○	○	○
長野県	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県		○	○	○	○	○	○
静岡県	○	○	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○	○	○	○
滋賀県		○	○	○	○	○	○
京都府	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○					○	○
奈良県	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○				○
鳥取県			○	○	○	○	○
島根県	○	○				○	○
岡山県		○	○	○	○	○	○

自治体名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
広島県		○	○	○	○	○	○
山口県	○	○	○	○	○	○	○
徳島県	○	○	○	○	○	○	○
香川県	○	○	○	○	○	○	○
愛媛県							
高知県	○	○	○	○	○	○	○
福岡県		○	○	○	○	○	○
佐賀県		○	○	○	○	○	○
長崎県	○	○	○	○	○	○	○
熊本県	○	○	○	○	○	○	○
大分県		○	○	○			
宮崎県				○	○	○	○
鹿児島県	○	○	○			○	○
沖縄県		○	○	○	○	○	○
札幌市	○	○	○	○	○	○	○
仙台市	○	○	○	○	○	○	○
さいたま市	○	○	○	○	○	○	○
千葉市	○	○	○				
横浜市	○	○	○	○	○	○	○
川崎市		○	○	○	○	○	○
相模原市						○	○
新潟市				○	○	○	○
静岡市			○	○	○	○	○
浜松市						○	○
名古屋市		○	○	○	○	○	○
京都市	○	○	○	○	○	○	○
大阪市	○	○	○	○	○	○	○
堺市			○	○	○	○	○
神戸市	○	○	○	○	○	○	○
岡山市					○	○	
広島市	○	○	○	○	○	○	○
北九州市	○	○	○	○	○	○	○
福岡市		○	○	○	○	○	○

※「発達障害者支援体制整備事業」は平成17年度から、「発達障害者支援開発事業」は平成19年度から実施。
 ※この一覧は、国からの補助事業の一覧であり、それ以外にも、自治体独自の取り組みが行われている場合がある。

「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2～8日)について

【背景】

平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題である4月2日を世界自閉症啓発デーに定める決議をコンセンサス(無投票)採択。



○決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

平成20年4月、国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

【啓発活動】(平成24年度 開催(案))

【国における取組】

○世界自閉症啓発デー2012・シンポジウム

- ・日時 平成24年4月7日(土曜日) 10:00～16:30
- ・場所 灘尾ホール(千代田区)
- ・主催 厚生労働省、日本自閉症協会 (大会実行組織:世界自閉症啓発デー・日本実行委員会)
- ・共催 日本発達障害ネットワーク、日本自閉症スペクトラム学会、全国自閉症者施設協議会
発達障害者支援センター全国連絡協議会、国立特別支援教育総合研究所
- ・後援(予定) 内閣府、法務省、外務省、文部科学省、国土交通省 他

○東京タワーライトアップ(ブルー)

- ・平成24年4月2日(月) 18:15(予定)～ 東京タワーライトアップ(ブルー)
- ・平成24年3月23日(金)～4月8日(日) 東京タワーでの啓発展示

○各都道府県等においても、関係機関や関係団体等と連携しながら、名所旧跡のライトアップ(ブルー)、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じて創意工夫を図りながら、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を実施することにより、地域住民への発達障害の理解を促進。

○これらの取組内容について、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会 WEBサイト<http://www.worldautismawarenessday.jp>に掲載予定。